

平成24年 月 日

（案）

横浜市会議長

佐藤 茂 様

安全安心都市特別委員会
委員長 小 粥 康 弘

安全安心都市特別委員会報告書

本委員会の付議事件に関して、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

1 付議事件

市民の生命を守る医療の充実と健康づくり及び火災、豪雨、地震などの災害への備えを強化し、災害に強い都市づくりなど、子供や高齢者を初めとした市民生活の安全安心の推進を図ること。

2 調査・研究テーマ

横浜市の総合的な震災対策について

3 調査・研究テーマの設定理由とサブテーマの位置づけ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に、これまでの災害対策では想定されていなかった甚大な被害が生じた。横浜市においても、発災当日には帰宅困難者が多数発生したほか、その後も計画停電の実施や放射能汚染など市民生活に影響を与えるような事態が進行中であり、防災計画等の早急な見直しも求められていた。

そのように、市民の不安が払拭されない状況の中、議会として、震災への対策、防災計画の見直し、被災地の復興に向けた取り組み、そして市民生活の安全確保について議論し、積極的な提言を行っていく特別委員会の必要性が指摘され、本委員会を中心に議論を進めることとなった。

そこで、震災対策に特化した調査・研究を行い、具体的な施策提案に向けた検討を行うために「横浜市の総合的な震災対策について」を本委員会の調査・研究テーマとして設定した。

また、この震災対策は早急に実施する必要があるので、市民の代表としての議会が真に必要な施策をよりスピード感を持って実行に移していくために、どのような運営をすべきかを検討した結果、震災への対策は多岐にわたることから、年間を通して1つのテーマでは十分でないことが確認された。

そこで、早急に対応すべき課題について、委員会開催ごとに議論等を行い、必要に応じて市当局に提言し、できることはスピード感を持って進めるよう市当局を促すため、次の6項目のサブテーマを設定した。

(1) 節電対策について

(2) 液状化対策について

- (3) 市民の安全のための放射線対策について
- (4) 災害時の広報対策について
- (5) 帰宅困難者対策について
- (6) 津波避難対策について

4 サブテーマごとの議論と提言

(1) 節電対策について

開 催 日：6月20日（月）

委員会の流れ：当局説明（質疑）→意見等→提言

関 係 局：温暖化対策統括本部、政策局、市民局

ア 当局説明（横浜市節電・省エネ対策基本方針）

(ア) 策定の趣旨

平成23年7月1日から9月30日の間、市民、事業者及び行政が一丸となって総合的な節電・省エネ対策を行う行動方針として策定した。

(イ) 基本的な考え方

本市施設における率先的な節電対策を実施するとともに、市民や事業者への節電に対する理解・協力、的確な周知・広報を実施。その際、市民サービスや市民の健康面への影響に配慮。また、地球温暖化対策及びエネルギー対策の観点から、エネルギーの分散化、自立化によるライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりを進める。

(ウ) 市役所の夏の電力不足対策

a 市役所の電力削減目標

本庁舎の削減目標は昨年比20%減、市役所の約2000施設においては全体で15%減を目標とする。

b 庁舎の取り組み

(a) 昼休みを13時から14時の間に変更し、電力ピークの分散を図るランチシフトの実施

(b) 職員は原則定時退庁とし、超過勤務が必要な場合には、朝の電力需要が少なくかつ明るい時間に勤務を行うワークシフトの実施

(c) 区役所来庁者の少ない時間帯に窓口を閉じることで、節電をしつ

つ受け付け時間終了後の事務処理時間も確保するという観点から、区役所窓口の受け付け終了時刻を17時15分から17時に変更

(d) 市庁舎全館の照明のLED化を推進

(e) 区、局ごとに節電・省エネ推進担当を配置

c 大口電力需要施設（契約電力500キロワット以上）の取り組み

主要な大口電力需要施設では、国から定められた削減義務の約3倍に相当する量を削減目標とする。

d 小口電力需要施設（契約電力500キロワット未満）の取り組み

小口電力需要施設では、契約電力を引き下げるとともに、施設毎に節電行動計画を作成する。

また、地区センター、スポーツセンター等の一部の市民利用施設において輪番休館を実施する。

e 市民・事業者との連携

市民に対しては室温の上限の目安を28度として冷房設定温度を上げること、事業者に対してはランチシフトの実施をお願いし、全体として15%の使用電力のピークカットを試みる節電チャレンジを実施。また、経済団体、業界団体及び企業等に区局長が直接訪問し節電を呼びかける。

f 周知・広報

次の方法により周知・広報を実施する。

(a) 学校メールで電力供給不足情報を配信

(b) 広報よこはま、テレビ、ラジオ、インターネット、ごみ収集車によるテープ放送、競技施設や市営地下鉄の電光掲示板などによる広報

(c) 九都県市の連携による啓発活動の展開

(エ) 中長期的な取り組みの方向性

次の内容については中長期的に継続して取り組む。

a 地球温暖化対策及びエネルギー対策の観点から、家庭や事業所の省エネルギー化を進める。

b 再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、多様な事業主体の参画を促進する。

イ 委員からの意見等

- ・計画停電については東京電力との情報の疎通がうまくできていない部分があったと思うので、将来的にまた同様の計画が出てきたときには、東京電力としっかりと話し合うとともに、東京電力から常に情報を取得できるような体制をつくり、市として、市民に正しい情報を提供すべき。
- ・節電行動の実施に当たって、節電の呼びかけやアナウンスが余り強いと、忠実であるがために、市民が熱中症にかかる危険があるので、健康福祉局等と連携し、特に高齢者については、熱中症対策もしっかりとるようなというような広報もあわせてするべき。
- ・オール電化の住宅が普及している中、オール電化の住宅や集合住宅に対して、エネルギーの分散化というものを指導していく必要がある。
- ・市役所として節電対策の具体的な話を積極的に広報・啓発していくべき。
- ・将来的な節電対策として、新しい技術があれば早い機会に提案し、予算化していくべき。
- ・代替エネルギーとしては太陽光発電が最も効果的なようなので、そのための設備を設置することができる住宅やマンションについては、早期に設置できるように、県だけでなく市としても費用等を含め協力すべき。
- ・夜間は余り電気を使用しないので、道路照明、防犯灯など安全を確保するために必要な照明については、ただ一律に消すのではなく、必要なものとそうでないものとを市がきちんと調整すべき。
- ・節電に協力しようという意識が高まる中、さまざまな課題を具体的に解消していくためには、まず市民に一番身近な区や市において課題を把握することが大切であるので、市民の声を吸い上げ、対処していく仕組みをつくるべき。
- ・イベントの自粛や観光施策としてのライトアップの停止などについては、観光客の低迷も課題となる中、いろいろ活用しながら省エネを発信できるという点から、環境施策と関連づけて広報をするなど、局横断的な取り組みによって理解と協力を求めていくことを検討すべき。
- ・大きな決めごとも大切だが、個々の家庭事情、地域事情もあるので、まずは区の単位や地域レベルの中でできることをやっていきたいと思いますという発信の仕組みも必要だ。

- ・計画停電はテレビや新聞等でもいろいろ報道しているが、地域で、特にお年寄りなどには伝わっていないところがあるので、区の広報車などで情報を回したり、あるいは自治会や町内会などをお願いしたり、すべてをカバーできずとも、少しでも広く情報が伝わるようアナログ的な工夫も必要だ。
- ・区役所の窓口の受け付け終了時間を繰り上げるのであれば、市民サービスの点からいって、開始時間も早くして受け付け時間自体は変えないようにすべき。また、そのことについては広報等による周知徹底を図るとともに、代替手段としての行政サービスコーナーの案内も必要だ。
- ・事業者への協力については、事業の縮小をお願いすればするほど、景気に対する悪い影響が生ずる可能性が高いので、ただ単にお願いするばかりでなく、景気へのマイナスなども考慮して施策を行うべき。
- ・震災の影響による経済の低迷については、震災の影響があるからこそ、新しい事業等の発想もあるかもしれないので、横浜市が独自で取り組める助成制度や融資制度を有効に活用していただくために、制度を普及する取り組みも必要だ。
- ・気温が何度以上になると熱中症の方がふえるというラインがあると思うので、高温時の緊急避難場所をつくり、高温が予測される場合は、地域で、特に高齢者の方に対して、そこに御案内するような仕組みをつくるべき。実現には市民局や区役所との連携が必要になるが、各地域に必ず一つはある地区センターや地域ケアプラザなどを利用して設定すればよいと考える。また、そのような避難場所を設定した場合は、その施設に太陽光発電の設備を優先的に設置し、万一停電した場合も冷房等に必要な電力をみずから賄えるようにすべき。さらに、避難場所まで自分で歩いていくのが困難な方については、例えば交通局や地域の民間バス事業者とも相談して、気温の上昇が予測される日にはコミュニティバスが高齢者を拾って回り、避難場所にお送りするというような、地域ぐるみの取り組みも必要と考える。
- ・一人暮らしの高齢者の住宅には、エネルギーを自立化するための設備等を優先的に設置するための補助などを実施すべき。
- ・計画停電に対しては、まずきめ細やかな対応や工夫の実施について市民に理解していただいてから、個々の住宅の節電対策への協力を求めるべき。

- ・行政としての各種対策を、迅速に進めるために、区局横断的に一丸となり、この危機的状況に当たる必要がある。
- ・長期的には、夏の過ごし方として、車の使用を控えることで光化学スモッグが発生しない環境をつくり、そのような環境の中、窓を開け放って冷房を止め、風を引き入れ扇風機を回すというようなスタイルも考えていくことが必要。

ウ サブテーマ「節電対策について」の提言

- (ア) 「横浜市節電・省エネ対策基本方針」の各項目に鋭意取り組むとともに、各施策について成果の検証を行うこと。
- (イ) 市民に対する節電の正しい情報の周知（ピークカットの重要性）を行うとともに、電力需給（特に計画停電等）に関して、的確・迅速な広報を行うこと。加えて、東京電力に対する自主的・積極的な広報を要請すること。
- (ウ) 節電を実施することによる子育て（土・日勤務への対応）・高齢者（過度な節電による健康面）・障害者及び防犯（街路灯の消灯）への影響について、市として適切な対応を行うこと。

エ 提言等に対する当局の対応

(ア) 電力の削減について

横浜市節電・省エネ対策基本方針に基づいて、主要大口施設である上下水道、地下鉄、ごみ焼却工場で法定削減義務量の3倍の電力削減や、一部の市民利用施設で平日週1日休館する輪番休館などに取り組み、7～9月で大口施設は23.0%（使用最大電力）、小口施設は19.1%（使用電力総量）の電力を削減して目標を達成した。

(イ) 節電に関する情報提供について

本市ホームページや広報よこはまに加え、経済団体、業界団体などに対する区局長の訪問など、さまざまな機会をとらえて節電に関する正しい情報の周知を実施した。

電力需給状況については、本市ホームページから東京電力ホームページへのリンクにより、的確・迅速な広報を行った。

東京電力に対して自主的・積極的な広報を要請したことにより、支店別

の使用最大電力が毎日公表されることとなった。

（ウ）区役所開庁時間変更の周知について

節電に伴う区役所窓口受け付け時間の変更については、市民の皆様幅広く伝わるよう、市ホームページや広報よこはまへの掲載を初め、自治会町内会やマスコミ等にも協力をいただきながら、広報に努めた（※）。

また、あわせて区役所開庁時間帯以外にも住民票の写し等を取り扱う行政サービスコーナーや、毎月第２・第４土曜日の区役所開庁日を案内するなど、代替手段についても周知を行った。

なお、取り組みの実施状況や今後も厳しい電力供給見通しが見込まれるなどの中長期的な視点も踏まえて、平成２３年１０月以降も引き続き、省エネ対策として区役所窓口時間の変更を継続している。

※広報の方法（代表的なもの）は次のとおり。

- ・市ホームページに掲載（７月～１２月）
- ・広報よこはま市版に掲載（７月号～１０月号）
- ・各自治会町内会掲示板へのチラシの掲示や加入世帯への班回覧を依頼
（７月及び９月）
- ・区役所や市民利用施設等（図書館、地区センター等）でのチラシ掲示
- ・区庁舎での庁内放送（日中、終了間際）
- ・横浜市コールセンター、横浜市国際交流協会での問い合わせ対応
- ・横浜市国際交流協会のウェブ版広報への掲載（７カ国語及びやさしいにほんご）
- ・外国語版の案内（５カ国語）の国際交流ラウンジへの掲示
- ・市営地下鉄電光掲示板（７月２５日～８月７日、１０月１日～１４日）
- ・神奈川新聞「市民の広場」への掲載（７月２７日、９月２７日）
- ・サンケイリビングへの掲載（７月３０日盛夏号）
- ・暮らしのガイド等へのチラシの差し込み

（ウ）幼児等弱者への配慮について

子育ての影響への対応として、休日保育事業を２２園で実施した。

高齢者・障害者には、状況に応じたきめ細かい熱中症対策を行うよう関連施設へ通知するとともに、ポスターやリーフレットの作成や説明会の開

催により周知した。

（エ）街路灯等への配慮について

街路灯・公園灯の消灯については、震災直後から一部消灯していたが、電力供給の回復に伴い、平成23年9月末までに一部を再点灯し、同年12月末までに全灯再点灯を行った。

（2）液状化対策について

開 催 日：6月20日（月）

委員会の流れ：市内視察→当局説明（質疑）→意見等→提言

関 係 局：建築局、消防局

ア 市内視察

震災による液状化対策に関連して、金沢区柴町の液状化の被害状況について、同区内のマンション（グランマーレ横浜・八景島、サウスウィング金沢、シーブリーズ金沢）を視察した。

（ア）グランマーレ横浜・八景島

- ・地下2段ピット式機械式駐車場が1.5メートル程度隆起し、使用不能となっていた。
- ・機械式駐車場に通じる車路で、砂・水の噴出、地盤の沈下・隆起が見られていた。
- ・砂・水の噴出が見られ、また地盤の沈下があり道路と住棟出入口に50センチメートル程度の段差が生じていた。

（イ）サウスウィング金沢

- ・複数の機械式駐車場が60センチメートルから1.5メートル程度隆起し、使用不能となっていた。
- ・地盤の沈下により、道路と住棟出入口に20センチメートル程度の段差が生じていた。
- ・地盤の沈下により、スロープに20センチメートル程度の段差が生じていた。

（ウ）シーブリーズ金沢

- ・平置き駐車場に砂・水の噴出並びに地盤の沈下・隆起が見られた。
- ・地盤の沈下により、道路と住棟出入口の階段に20センチメートル程度

の段差が生じていた。

- ・地下1段ピット式機械式駐車場が約15センチメートル隆起し、使用できなくなっていた。

イ 当局説明

（ア）液状化対策に関する従来からの取り組み

a 液状化マップ作成

平成11年10月から、土地利用の際の入念な地盤調査、建物とその周辺の液状化対策の検討を促進することを目的とし、市内の主に臨海部の埋立地で、砂質、れき質など液状化を起こしやすい地質について液状化判定を行っている。

b 公共建築物の液状化対策

地盤の液状化の可能性の高い地域では公共建築物等の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良など液状化対策を進めてきた。

（イ）震災後の本市における取り組み

a 国家要望

（a）液状化の被害に遭われた方の支援に関する要望書の提出

平成23年4月15日、神奈川県知事との連名で国に提出した。なお、主な内容は次のとおり。

- ・被災者生活再建支援法の適用要件について、液状化による住宅被害はすべて対象とするための適用条件緩和に関する要望
- ・災害に係る住家の被害認定基準における液状化被害に、駐車施設、附帯設備等も含めた被害の認定及び被害割合の見直しに関する要望

（b）東日本大震災への対応に係る緊急提案・要望書の提出

平成23年5月30日、国に被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害の要件緩和に関する要望を提出した。

b 液状化被害住宅等緊急支援事業

液状化などにより住宅等に被害が生じ、日常生活に支障を来している市民のために、緊急支援として国の制度を補完した助成を実施することとした。

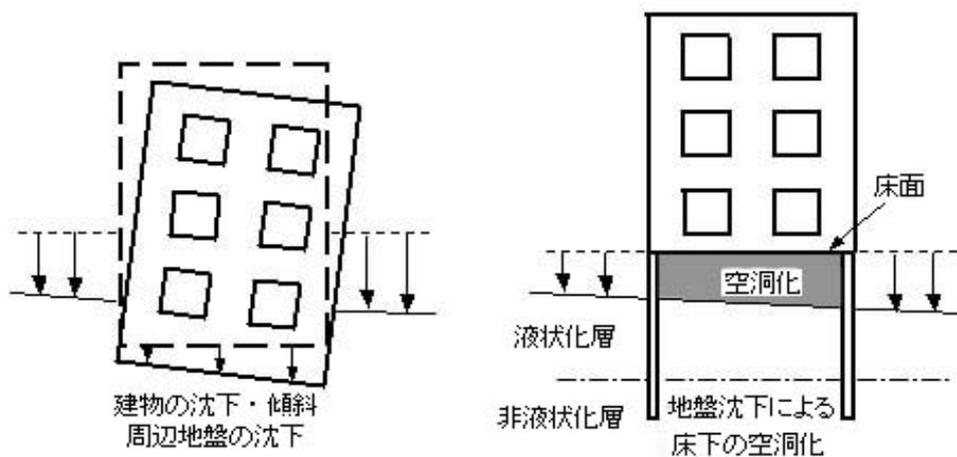
- (a) 国の被災者生活再建支援制度の支援要件に該当しないため、同制度を補完する緊急支援事業として新設した。
- (b) 罹災証明により半壊以上と判定された住宅で平成25年3月末までに着工し、平成26年3月末までに工事が完了するものに、家屋の補修工事費及び同時に行う地盤改良工事費として、150万円を上限として助成する。
- (c) 液状化による被害が生じ、罹災証明で一部損壊と判定された住宅で平成25年3月末までに着工し、平成26年3月末までに工事が完了するものに、住宅の傾斜を復旧するための地盤改良工事費として、150万円を上限として助成する。

c マンション液状化等緊急対策事業

液状化等により共用部分、附帯施設に大きな被害が生じ、罹災証明が発行されたマンションで平成25年3月末までに着工し、平成26年3月末までに工事が完了するものに、復旧に係る工事費として、1000万円を上限として助成する。

(ウ) 現在の取り組み

局区横断的にワーキンググループを設置し、液状化と思われる被害が発生した区域のデータを液状化マップに反映し、市民への注意喚起を図ることを検討している。



【液状化に起因する建物への影響イメージ】

イ 委員からの意見等

- ・自然が相手のため、確実な想定はなかなか難しいが、やはり想定というの

は非常に大事になると思うので、想定のリ整備とそれによる調査検証を、いろいろな情報を集めながらしっかり進めるべきである。

- ・横浜市では埋め立て後20年も待たずに建物を建築してきた所もあるので、液状化の調査に加えるかどうかは別にしても、ある程度過去の土地利用の経緯を考慮して対策を講じたほうが良いということ、市民に対して注意喚起する必要があると思う。
- ・集合住宅など区分所有しているところが液状化すると、今の法律では区分所有者が全部負担しなければいけないということになり、個々には相当生活を圧迫することになる場合もあると思うので、国の法令改正を含めて、横浜市からも何らかの対策ができるよう、方向性を示していくべき。

ウ サブテーマ「液状化対策について」の提言

市内の液状化マップについては、調査地域の拡大やメッシュの細分化を行い、再調査の上、再作成を早急に実施すること。また、本マップによる市民への注意喚起を図ること。

エ 提言等に対する当局の対応

液状化危険度について、全市域の埋立地や低地のほか、旧地形の情報も加え、表層地盤が軟弱だと推定される場所については50メートルメッシュでの再検討を実施した。また、その検討結果については、平成24年度に液状化マップとして公開する。

(3) 市民の安全のための放射線対策について

開催日：7月8日（金）

委員会の流れ：参考人招致（講演）→当局説明→意見等→提言

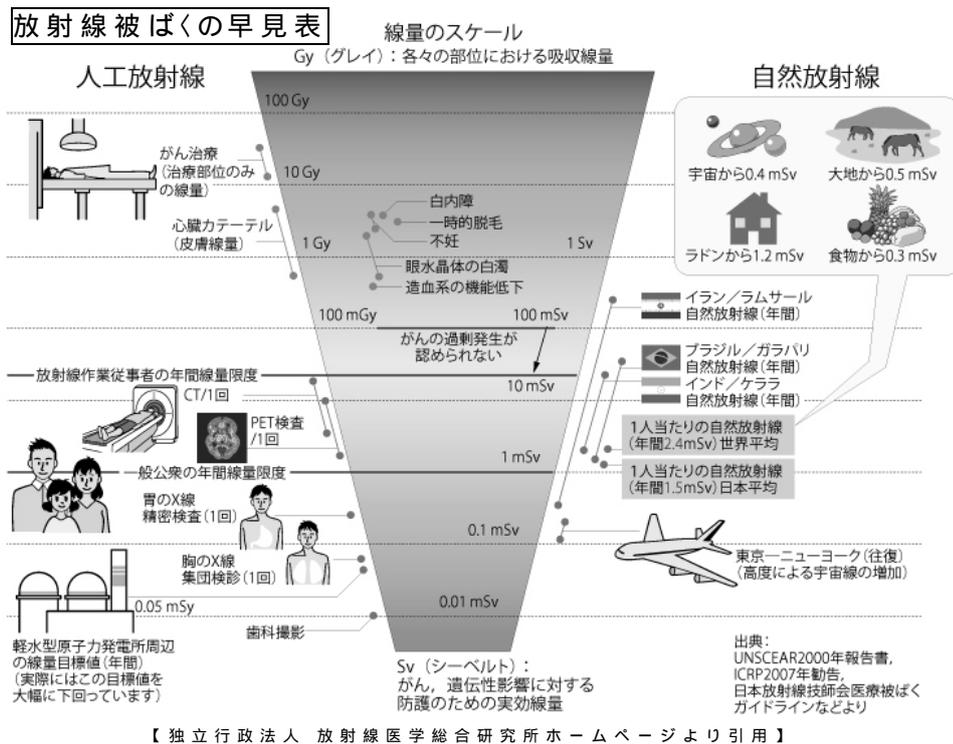
参考人：横浜市立大学大学院医学研究科教授 井上登美夫氏

関係局：こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、消防局、教育委員会

ア 参考人招致

横浜市立大学大学院医学研究科の井上登美夫教授より、放射線・放射能の基本的な知識について、次の項目による講演を受けた後、質疑を行った。なお、講演の内容は、時宜に合った内容であったため、委員会に属していない36人の議員による傍聴があった。

- ・ 放射線・放射能の基本的な知識について
- ・ 国際原子力事象の尺度
- ・ 放射能と放射線についてその違いや種類や単位
- ・ 身の回りの放射線と被曝
- ・ 放射線による人体への影響
- ・ 被災地の放射線の環境測定値の解釈
- ・ 神奈川県でのモニタリング（放射線測定）
- ・ 正しい知識を身につけ、情報を的確にとらえ冷静な行動をとること



イ 当局説明

(ア) 横浜市の放射線測定状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い放射性物質が東北地方及び関東地方に飛散し、本市でも3月15日以降、磯子区滝頭にある環境科学研究所内のモニタリングポストの測定で、一時的に大気の放射線量が増加する事態となった。

なお、現在では放射線量は震災前の状況に戻っており、本市付近の大気、水、農産物等は安全と言える状況となっている。とはいえ、市民に不安を感じている人もいるため、不安の払拭とより一層の安全・安心を確保する

ために、新たに校庭等の大気、給食食材等の放射線測定を開始している。



【環境科学研究所内の放射能検出器】



【データ処理機器（イメージ）】

（イ）これまでの経過

平成23年3月12日から15日にかけて福島第一原子力発電所原子炉建屋での水素爆発により、大量の放射性物質が大気中に放出された。

本市の大気の状態は、平常時の空間ガンマ線量が、平成21年度では平均毎時0.022マイクロシーベルトであったが、建屋爆発の後の平成23年3月16日の午前5時には5倍強の毎時0.12マイクロシーベルトとなり、同日午前6時の観測では一連の放射性物質飛散で最大値の毎時0.15マイクロシーベルトとなった。

その後、福島第一原子力発電所の対応措置がとられ、4月以降現在までは事故前の平常時の値に戻っている。

（ウ）放射線測定等に関する本市の取り組み

a 平成23年3月23日、放射線に関する健康と食品についての専用相談窓口を開設した。

b 平成23年4月8日、広報よこはま震災対策特別号を発行し、横浜の

水や食品などの安全について広報した。

- c 平成23年6月1日、放射線測定等今後の放射線対策に局横断的に対応していくため、市災害対策本部の中に副市長を対策部長、局長等を委員として構成する放射線対策部を設置、放射線対策部では全庁的な体制で本市における校庭等の放射線測定の方針などを検討し、同年6月13日から測定を開始した。

(エ) 主な放射線測定状況

環境科学研究所内・都筑区役所・南部公園緑地事務所における経常的空間放射線量の測定、市立小・中学校・保育所・公園等の空間放射線量の測定を実施しているが、最も高い値でも時間当たりの線量は0.17マイクロシーベルトであり、利用者の健康に影響を与えるものではなく、年間を通じた校庭、園庭、公園等での活動に支障がないことを確認している。

また、市内産農産物、下水汚泥、水道水、ごみ焼却工場、横浜港の水域、コンテナターミナル等における放射能濃度の測定も実施している。

イ 委員からの意見等

- ・放射線は、雨水がたまるようなところとか、草むらのようなところから強く検出されることがあるようなので、学校の校庭については周辺の草むらなどを選んで測定したほうがいいのではないかと考える。
- ・市民の不安を払拭し、安心していただくためには、さまざまな機会をとらえて、放射能・放射線に対する正しい知識と本市の状況をしっかり説明していく必要がある。
- ・さまざまな報道がある中、いろいろな部署に市民からの問い合わせがあると思うが、それらにしっかりと丁寧に、また部署により異なった見解による説明等がないよう、情報の共有化、回答する際の確認等の体制を整えるべき。
- ・下水汚泥焼却灰等を含め基本的な処理の仕方とか、それをどこにもって行くかということも含め、先のことを考えて、国とも話し合いながら、横浜市としてのしっかりとした対応策を考える必要がある。
- ・子供たちは外で自由に遊びたいわけだが、子供たち自身は放射能・放射線に関して適切な判断ができないので、保護者に対して安全安心に子育てを

するための啓発教育を行い、保護者から子供たちにしっかり説明できるようになっていただく仕組みも必要と考える。

- ・啓発教育の方法としては、市から放射能・放射線の専門家を、PTAや保護者向けの区の研究会などに派遣し、安全安心についての講演や説明をしていただくのも一つの方法と考える。
- ・放射能・放射線対策に関する普及啓発については、横浜市は積極的に安全に対する配慮を行っているので冷静に対応してくださいというメッセージを伝える方法を工夫する必要がある。
- ・単に測定値などを情報提供しただけでは、かえって不安が募ることにもなりかねないので、情報提供と同時にその数値がどのような意味を持つのかもしっかりと伝えていくべき。
- ・測定数値だけを見てもよくわからないので、こういう形で測定をしているのだということを、動画などを利用して情報提供していくことも必要と考える。
- ・行政が安全であると言うからには、その根拠も明確に説明していくべき。
- ・情報がたくさんあるがために、何を信じていいかわからなくて右往左往しているという状況があり、しっかりした啓発教育が必要ではあるが、専門家による説明の機会には限りがあると思うので、例えば講演の模様をDVDなどに編集し、必要などころに配付するという方法もあると考える。
- ・市としては泰然自若と、慌てず冷静に正しい情報を伝達し、啓発教育することが大事であると考え。
- ・放射能・放射線に関しては、市民や対応する職員に対して、精神的なケアについても配慮することが大事であると考え。
- ・放射能・放射線の教育に関しては、高校生ぐらいになれば、物理の授業もあるので、そのような機会をとらえて勉強するようなカリキュラムを設けることも一つの工夫であると考え。

ウ サブテーマ「市民の安全のための放射線対策について」の提言

- (ア) 横浜市に関する放射線量の計測については、今後一定期間継続するとともに計測項目の充実を図ること。また、測定結果については、引き続き迅速にわかりやすく市民に公表すること。

- (イ) 放射線に対する市民の精神的不安を払拭するため、安全性についての正しい知識・情報の普及・啓発をあらゆる広報媒体を用いて実施すること。
- (ウ) 学校教育において、放射線・放射能に関する基礎的知識が得られるカリキュラムを検討すること。

エ 提言等に対する当局の対応

- (ア) 市立学校・保育所・幼稚園における線量の測定について

市立小・中学校については、平成23年6月13日から校庭の空間放射線量測定を開始し、同年9月28日までに全小・中学校で測定が終了しており、保育所については、平成23年6月16日から、幼稚園については同年8月から園庭の空間放射線量測定を開始、同年11月末までに測定を終了している。なお、結果については、市ホームページで速やかに公表している。

また、市立学校の児童生徒が日常的に近づき、かつマイクロスポットになる可能性のある箇所については、平成23年9月20日から測定を開始し、同年10月27日までに全校で測定が終了している。市立保育所においては、平成23年9月18日から20日まで、マイクロスポットとなる可能性のある雨水や土、砂等の集まりやすい場所を清掃するとともに民間保育所等についても、同様の対応を行うよう要請した。

さらに、市立学校全校（512校）に放射線測定器を配備し、各校で継続的な測定を行っている。なお、配備された放射線測定器を活用し、保育所等での継続的な放射線量の測定を平成24年5月から実施する予定としている。

- (イ) 市民への情報提供について

平成23年9月に発行した広報よこはま特別号「放射線特集」において、放射線の種類、放射線を表す単位及び放射線によるリスクなど、放射線の基礎知識について、2名の専門家の解説を掲載し、また、横浜の空気、水、食品などの放射線量について、測定方法を含めて掲載した。

さらに、平成23年9月に専門家等による放射線に関する市民講演会を開催するとともに、そのDVDを作成し、職員研修及び市民説明用として全区局へ配布している。なお、講演会開催に当たっては、横浜保育室を含

む保育所や幼稚園などに案内を行ったことで、子供たちを抱える360の施設からの参加があり、放射線への理解を深めていただくことができた。

（ウ）継続的な測定とその情報提供について

本市では、保育所・幼稚園・小中学校・公園など平成23年度末時点で4300を超える施設の空間線量の測定、牛の全頭検査、市内産農産物・水道水・小学校給食食材等に対する放射能濃度測定、マイクロスポット（局所的に周囲より高い放射線量が測定される場所）への対応など、市民の安全対策や不安払拭に向けて、さまざまな取り組みを実施してきた。

今後も、子供の安全を最優先に、マイクロスポット対策や食品の放射性物質の検査を進めるが、特に、子供の健康影響に配慮した食品の新基準（平成24年4月施行）に対応した検査を行っていく。なお、平成24年度から、保育所、横浜保育室において、対象を毎日変えながら、1日1園で給食食材の検査を行う。

また、平成24年3月29日から保土ヶ谷区仏向西の市有地に設置した放射線モニタリングポストにおいて、地表から1メートルの高さにおける空間放射線量（ガンマ線）の常時測定を開始した。

なお、測定結果についてはいずれも本市ホームページ等で公表している。



【新たに設置した放射能検出器】

（エ）放射線に対する正しい知識と情報を伝えるための取り組みについて

放射線に対する正しい知識と情報を伝えるための取り組みとして、次の施策等を実施した。

- ・放射線に関する健康・食品相談電話窓口開設（平成23年3月23日）
- ・電話窓口等における相談件数約5000件（平成24年3月末時点）
- ・広報よこはま

平成23年4月8日（「震災対策特別号」）、5月号（相談窓口のお知らせ）、8月号（現状の解説、人権コラム）、9月10日（「震災対策特別号（放射線特集）」）、11月号（マイクロスポット対策、学校給食対策）

- ・市民講演会（平成23年9月5日、県民ホール、参加人数：約1500人）
- ・市民講演会のDVDを作成し、職員研修及び市民説明用として全区局へ配布
- ・食の安全を考えるシンポジウム（平成23年11月8日、横浜市開港記念会館、参加人数：約300人）
- ・その他、本市ホームページにおいて、各種測定結果、相談窓口、よくあるQ&A、参考リンク等を案内。
- ・測定結果等については、ホームページに加え、専用電話相談窓口や、所管課、市コールセンター及び区役所等で案内。

（オ）区局における情報の共有化について

放射線・放射能に関する情報が、各区局において共通の見解となるよう、事例ごとにあらかじめQ&Aを作成したり、マイクロスポット対応など本市の統一方針を作成し情報の共有化を図った。また、本市ホームページにおける各種案内の内容についても各区局で情報を共有した。

（カ）国等との関係について

平成23年11月8日に開催された第60回九都県市首脳会議において、本市などからの提案が合意されたことを受け、九都県市を代表して、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関し、国に対して要望を実施（平成23年11月18日及び11月24日）した。

その中で、「下水汚泥焼却灰・除染後の土砂等の安全な処理方策等」について早急に特段の措置を講ずるよう要望している。

その他、下水汚泥焼却灰に関する要望を以下のとおり実施した。

- ・「放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の安全な処理方策等に係る緊急要望」（平成23年9月30日、10月3日：横浜市単独要望）
- ・「放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等の処理に関する緊急要望」（平成23年11月1日：神奈川県及び県内33市町村共同要望）

(4) 災害時の広報対策について

開 催 日：9月21日（水）

委員会の流れ：当局説明（質疑）→意見等→提言

関 係 局：政策局、市民局、健康福祉局、消防局

ア 当局説明

(ア) 東日本大震災に関する広報の実績

a 発災当日

本市における震災の被災状況等を踏まえ、即時性の高いインターネットを中心とした情報提供を行った。

b 発災日以降

市民の関心は、震災当初の計画停電に始まり、最近では放射能・放射線に関する情報など、日々刻々と変化しており、こうした状況に速やかに対応し、市民に安心して生活していただけるよう、時期を逸することなく、さまざまな媒体による適時・的確な広報に努めた。

(a) インターネット

災害関連情報を本市トップページの見出しにするなどわかりやすい掲載とし随時更新した。また、外国語ページにも震災関連情報を掲載した。また、Y o u T u b e による動画配信やツイッターによる広報など、新たな情報発信ツールも活用した。

(b) テレビ、ラジオ

本市の広報テレビ、ラジオ番組において、通常の放送内容を変更し、市長メッセージや震災関連の情報についての放送を実施するとともに、テレビ神奈川及び市内ケーブルテレビ8社においても、市長メッセージを放映した。また、テレビ神奈川のデータ放送を活用し、震災情報として、計画停電や義援金協力のお願ひ等について掲載した。さらに、外国語放送のインターFMにおいて、災害時協定に基づき、市の最新情報を逐次放送した。

c 広報紙

平成23年4月以降、広報よこはまにおいて、市長メッセージや震災関連の情報を毎号継続的に掲載している。また、災害対策本部から、こ

れまでに２回（４月８日、９月１０日）震災対策特別号を発行するとともに、耐震化支援制度について、広報よこはま特別号を発行している。

（イ）震災に関する今後の広報等

- a スピーカーを搭載した公用車の活用や公共施設等での紙情報による掲示等も視野に入れた既存の広報手段の効果的な活用

（a）広報車・公用車による呼びかけ

有効性や実施の際の停車場所やルートについて検討を進めている。

（b）市民利用施設など公共施設での紙情報による掲示

具体的な施設の選定、実際に掲示するまでの手順等について検討を進めている。

（c）ホームページによる広報

市のトップページに掲載した緊急情報を、区のトップページにも自動でリンクできるように既にシステムを改修し、市のホームページ掲載と同じタイミングで区のホームページにも緊急情報が表示されることになり、区の広報の速報性が向上した。

（d）ツイッターによる広報

横浜市インターネット情報受発信ガイドラインを改正し、市のツイッター利用のルールを定めたことにより、区においても平時のツイッター利用が始まっているので、今後は災害時にツイッターでの広報ができるよう区と調整を進めている。

- b 各種メディア等による広報拡充及び同報無線等

（a）報道メディアの活用

テレビのデータ放送の利用方法や平時からの情報の周知方法を検討している。また、新聞、テレビ、ケーブルテレビ及びラジオにおける災害時の放送要請に関する協定等について調整を進めている。

（b）町なかに一斉放送するためのスピーカー（同報無線）の設置

沿岸部へ同報無線などの緊急放送設備を整備するための基本調査・検討に着手している。

- c 防災情報Eメールのほか、エリアメールを活用した緊急情報の提供

防災情報Eメールへの登録促進を行うとともに、新たにエリアメール

を活用した緊急情報の提供体制を整備している。



d 区役所から自治会・町内会長への緊急連絡網の整備

区役所から自治会・町内会長へ緊急連絡網の作成をお願いするとともに、緊急連絡網を活用した情報受伝達訓練の実施を依頼している。また、情報受伝達訓練実施後のアンケートにも御協力をお願いしている。

e ボランティア従事希望者及び要援護者への広報

(a) ボランティア従事希望者への広報

被災地が必要とする支援内容やボランティア情報の広報が迅速に行えるよう関係者と調整を進めている。

(b) 要援護者への広報

広報するための施設の選定、実際に掲示するまでの手順等について検討を進めている。

イ 委員からの意見等

- ・災害時に広報車等車両による広報機能を維持するためには、燃料を確保する体制を整えておく必要がある。
- ・広報車等による広報は車両が約70台であることもあり、聞こえる範囲はかなり限定されてくるので、有効性を高くするために台数をふやすことも考えるべき。
- ・町なかの同報無線のスピーカーについては、集客の多いところへの設置が有効であるので設置場所についてはよく検討することが必要である。
- ・同報無線等、情報をきちんと伝える手段については一刻の猶予もならないと思うので、早期に予算化することを検討すべき。
- ・津波のみならず、台風一連のことを考えると、浸水対策はあらゆる観点から見ていくことが大切なので、そのようなことについても迅速に対応すべ

- き。
- ・災害が起きたときの広報は、例えば医療機関や病院など、どこでどのような診療が受けられるのかといった情報を含め、総合的に考えていく必要がある。
 - ・観光会社などが外国人来街者に提供するガイドブック等に、外国人が切り取って意思表示できるようなものがあるので、そのようなアイテムも利用して災害時等の外国人来街者への対策も必要と考える。
 - ・計画停電でかなり混乱した経験を踏まえ、今後は正確かつ迅速な情報提供ができるよう、東京電力に対して指示していくべき。
 - ・車両による広報については、ごみ収集車や地域の消防団の車両を活用することも考えるべき。
 - ・広報については、ばらばらな情報を流すことはできないので、災害時に市はどこが取りまとめ、区はどこが取りまとめるのか明確にするための体制整備が大切である。また、区ごと、地域ごとに特色があるので、その辺もきちんと考慮していく必要がある。
 - ・消防局が発行している「減災行動のススメ」は、市の広報にもう一度掲載し、全家庭に届くようにする必要がある。



- ・災害時には自助努力が最も大切であるということをふだんから広報

していくべき。

- ・災害時における広報の仕方は、災害を予告する広報、発災時・発災直後の広報及び発災後の状況等の広報と幾つか分けて考えておくべき。
- ・広報はメディアとかITとか、デジタル的なものに頼るのもいいが、いざ何かあったときには、少し時間がかかったとしても確実に情報が行き渡るような、例えばのろしや手旗信号やモールス信号のようなアナログ的方法も検討しておく必要があると考える。
- ・地震をなくすことはできないし、津波もなくせないが、災害は限りなくゼロに近づけることはできる。そういう意味では、早い段階で警報などの情報を流すことで、被害をより小さく、かつ少なくできると考える。
- ・警報が鳴ったときには、何が何でも即避難場所に逃げるといような、単純なルールによる広報の仕方もあると考える。
- ・災害に関する広報については、平常時の決まりごとなどにかかわらず放送のボリュームはできるだけ大きくするというような細かい想定をしておくことが必要である。
- ・国や県（県警）との連携、また足元ではあらゆる単位で地域との連携を強くしておく必要がある。
- ・まずは地域の町会長等との連絡網をつくり、非常時はプライバシーの問題にかかわらず、連絡先等を公表することについて理解を得るようにしていくべき。
- ・情報伝達の方法を考える際は、常日ごろから市民と接する機会の多い部門・部署を入れていくべき。

ウ サブテーマ「災害時の広報対策について」の提言

- (ア) 情報が正確に伝わることは市民に安心感を与えることになるので、正確かつ迅速に情報を伝えるため、さまざまな機関・手段を局所的に活用すること。また、指揮命令系統を明確にした上で、日常的な訓練を行うこと。
- (イ) 市民への情報発信の方法については、インターネットやツイッターなど、即時性の高い、新しい技術・ツールを積極的に活用するとともに、すべての市民に伝達できるようアナログ的な広報手段についても同時に検討し運用すること。

（ウ）市民以外の来街者、例えば観光客・外国人等に対する災害時の情報提供、意思疎通の方法を検討し、充実させること。

エ 提言等に対する当局の対応

（ア）要援護者への広報について

災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対して、地域の自主的な見守りを支援するとともに、行政が保有する個人情報をも地域に提供できるような新しい仕組みを検討している。

（イ）情報発信のための各種ツールの活用について

携帯電話やスマートフォンの活用としては、平成23年6月から、避難勧告や避難指示などの緊急情報を配信できるよう、NTTドコモのエリアメールを活用した情報伝達手段を整備した。平成24年2月からはauやsoftbankの利用者に対しても、同様のサービスを拡大した。

ツイッターの活用としては、横浜市インターネット情報受発信ガイドラインを改正し、市のツイッター利用ルールを定めたことにより、平成24年3月末日現在、消防局危機管理課のほか9区でも災害時にツイッターによる広報ができるようになった。

また、平成24年度からは、テレビ神奈川のデータ放送を活用した避難勧告等の防災情報の提供を開始した。

（ウ）外国人を含む来街者への情報提供等について

現在いる場所や生活圏における海拔を認識し、津波発生時に避難する際の目安となる海拔標示は、日本語、英語、ハングル、中国語の4カ国語を併記したものを設置している。

また、どこへ避難するべきか認識し、迅速・的確な避難行動を促すための「津波避難情報板」も日本語、英語、ハングル、中国語の4カ国語を併記したものを作成し設置している。

メディアの活用としては、外国人向けのラジオ局を運営するエフエムインターネットウエーブ株式会社と災害時の「外国人市民等への防災情報等の提供に関する協定」を結び、災害時には5カ国語での災害関連情報を提供している。

（エ）公用車への拡声器装置配備について

震災時のみならず、さまざまな災害等の広報手段として、平成23年度中に各区役所の公用車等に新たな拡声装置の配備を進め、現在は約190台の車両に搭載している。また、これに合わせて車両の効果的な運用も行っていく。

（オ）アナログ的な広報手段の検討について

災害情報や市の取り組みを、市民に伝えるため、放送協定の見直し協議に着手した。

各地区連合町内会を通じた、自治会・町内会長への緊急連絡網について、今後、ファクシミリ網としても活用できるよう、ファクシミリ番号の追記を依頼する。

市が提供する災害関連情報を掲示板へ掲出していただくよう、自治会町内会の協力をお願いする。

（５）帰宅困難者対策について

開 催 日：12月1日（木）

委員会の流れ：当局説明（質疑）→意見等→提言

関 係 局：消防局

ア 当局説明

（ア）3月11日の対応状況と問題点

a 帰宅困難者の受け入れ状況

（a）状況

防災計画では、パシフィコ横浜と横浜アリーナの2カ所を帰宅困難者の一時宿泊場所として位置づけていたが、当日はこれに加えて民間事業者等の87施設の協力を得て帰宅困難者を受け入れることができた。なお、把握している帰宅困難者数は計25273人であった。

（b）問題点

帰宅困難者を受け入れる施設の事前指定が不足しているという問題点が明らかになった。また、道路渋滞が発生し、帰宅困難者のための支援物資の搬送に時間を要した。

b 帰宅困難者の誘導

（a）状況

帰宅困難者を誘導するために、区の職員等を駅などに派遣したが、パシフィコ横浜に関しては誘導で251人、路上誘導等40名、横浜アリーナに関しては誘導114名、路上誘導等39名の職員が携わった。また、両施設ともに消防団員の方々の御協力もいただいた。

なお、横浜駅では毎年定期的に横浜駅周辺混乱防止対策会議を開催し、地域や鉄道事業者との連携を深めていたことから、混乱も比較的少なく、パシフィコ横浜へ誘導できた。

(b) 問題点

一部の駅において、区との連絡調整をしないで、地域防災拠点や広域避難場所を避難場所として案内してしまったため混乱が生じた。

c 帰宅支援ステーション

(a) 状況

九都県市での協定締結によりコンビニエンスストアやファミリーレストランにおいて、帰宅困難者に水やトイレ等を提供するという役割はおおむね果たすことができた。

(b) 問題点

一部店舗において停電などの影響により閉店した店舗があった。

(イ) 問題点への取り組み

a 帰宅困難者一時滞在施設の新規指定

一時滞在施設は9月29日時点で第一弾として、本市所管の60施設、主要駅周辺の民間施設、また多くの観光客が集まる地域にあるホテルなど32施設の計92施設を新規に指定した。

b 帰宅困難者の発生抑制

横浜商工会議所などの経済団体を通じ、発災時には従業員をとめ置くよう依頼した。

c 行政・鉄道事業者・周辺事業者との連携

(a) 鉄道事業者への申し入れ

市内のすべての鉄道事業者に対して次の内容を申し入れた。

- ・主要駅においては区役所と協議し、緊急連絡網や情報受伝達方法等を整備し、定期的な連絡会や訓練に参加すること。

- ・帰宅困難者一時滞在施設への案内は、区災害対策本部と連携を図ること。
- ・駅舎の安全が確認された後は、帰宅困難者を一時的に駅舎内で収容すること。

(b) 各区の取り組み状況

区を主体とし、鉄道事業者や周辺事業者等と協議するための機関については、15区で設置し、3区で設置の準備を進めている。また、帰宅困難者対策のための訓練を5区で実施、13区で計画中である。

d 物資の備蓄

(a) 備蓄品の拡充

防災計画に定められた帰宅困難者1人1食分の食料と水を備蓄することに加え、保温用のアルミブランケットやトイレパックについても備蓄を進めている。

(b) 備蓄庫の整備等

分散備蓄を進めるため、横浜アリーナ・パシフィコ横浜・関内駅・戸塚駅周辺・区役所・消防出張所に備蓄庫の整備を進めている。また、帰宅困難者一時滞在施設として御協力いただける民間施設に備蓄スペースがある場合は、分散備蓄についても協力をお願いしている。

e 徒歩帰宅者の支援・他都市との連携

(a) 帰宅支援ステーション

停電による一部店舗の閉店があったことから、協定を締結している事業者に対し、震災後の速やかな営業の継続を本市から改めて依頼した。また、帰宅支援ステーションの拡充にも取り組み、震災前18事業者、市内店舗数1404店舗だったものを、カラオケチェーンと居酒屋チェーンの各2事業者を加え22事業者、市内店舗数1454店舗に拡充した。



コンビニエンスストアなど



ガソリンスタンド

（b）周辺都市との連携

隣接都市である逗子市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市とは災害時の相互応援に関する協定を締結済みであり、横須賀市とは協定締結に向けて現在協議を進めている。

（c）首都圏での広域連携

内閣府政策統括官と東京都副知事が共同座長を務め、内閣府、総務省、国土交通省、東京都、茨城県、神奈川県、埼玉県、千葉県、川崎市、さいたま市、相模原市、横浜市、東京都新宿区、東京都八王子市、日本経済団体連合会・日本放送協会・東日本旅客鉄道・日本民営鉄道協会など17団体で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会に参加し、企業等における従業員等の帰宅困難者一時収容対策、大規模集客施設や駅等における利用者の保護、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保など相互に連携・協働して取り組むべき8項目の課題について検討を進めている。

（ウ）今後の取り組み

a 帰宅困難者一時滞在施設のさらなる拡充等

（a）施設指定の拡充

横浜、新横浜、みなとみらいなど主要駅の周辺部により多くの帰宅困難者一時滞在施設を確保するため、引き続き施設の指定を拡充する。また、郊外部の駅における帰宅困難者や幹線道路における徒歩帰宅者に備え、郊外部の駅や幹線道路沿いの施設を帰宅困難者一時滞在施設として指定し、施設の一層の充実を図る。

（b）情報の共有化・配信

発災時には市や区の災害対策本部と帰宅困難者一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況、また公共交通機関の運行状況などの情報を共有化し、その情報をさまざまな手段で広く市民に広報する必要があるため、市民や事業者に対する啓発に取り組んでいる。

b 市民への啓発

帰宅困難者対策の基本原則として、むやみに移動を開始しない、という理念を広報するとともに、日ごろから家族との連絡方法の確認や徒歩

帰宅に備えて職場に帰宅グッズを備蓄するなど、事前に対策するよう啓発する。

c 事業者への啓発

地震発生直後は救助・救急活動などの応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、次の内容について事業者に対して働きかける。

(a) 従業員等のとめ置きと備蓄

地震の発生により交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが立たない場合は、事業所の被災状況を確認の上、従業員等を一定期間事業所にとめ置くこと、また必要な飲料水や食料などの物資を備蓄することを働きかける。

(b) 事業者と従業員、従業員とその家族間での安否確認

地震の発生により電話がふくそうすることを踏まえ、事業者と従業員、従業員とその家族間において、各通信事業者が提供している災害時の伝言サービスなどを含め、複数の安否確認手段をあらかじめ確認するよう働きかける。

(c) 従業員とめ置きのための環境整備

従業員等を一定期間、事業所内にとめ置くことが可能となるよう、建物の耐震化、書庫等の転倒・落下・移動の防止、ガラスの飛散防止など、従業員を事業所内に安全にとめ置くことができる環境の整備を働きかける。

イ 委員からの意見等

- ・電車など交通機関を利用しなければ帰宅できない場合もあれば、ある程度歩けば帰れる場合もあるので、帰宅困難者にもいろいろと状況の違いがあることを念頭に置いて対策を進める必要がある。
- ・区と駅とで緊急連絡網や情報伝達方法を整備するのであれば、夜間や休日など市役所・区役所の閉庁時に発災した場合の連絡体制も考慮しておくべき。
- ・九都県市等との連携、また隣接市との連携を進める中、来年は九都県市の総合防災訓練が横浜で行われるので、連携に関してもしっかりと対応する必要がある。

- ・帰宅困難者対策については、できるだけ広く市民・事業者に知ってもらうために条例化という手段も考えるべき。
- ・帰宅困難者を抑制するための学校における防災教育は、学校の中だけにとどめず、保護者や地域の防災訓練にも反映させ、徹底して伝えていくことが必要と考える。
- ・帰宅困難者の抑制については消防団や消防署の方たちも含め、いろいろな機会を通じて積極的に発信していくべき。
- ・人が多く集まる場所を帰宅困難者一時滞在施設に指定できれば、移動も不要であり、非常によいと思うので、デパートなど商業施設を指定できるよう努力する必要がある。
- ・地域防災拠点である学校の生徒を帰宅困難者としてとめ置くこともあると思うので、備蓄に関してはその点に対する配慮も必要であると考えます。
- ・帰宅困難者対策は駅が大切な役割を果たすことになるが、今回一部の駅で区と連絡調整をせずに避難場所等を案内したことで混乱が生じた。この原因に関しては、市の従来の対応に何ら由来するものがなかったとは言えないと考えるので、市としてもそれなりに確認をしつつ、今後は平常から協議等をしっかり行っていく必要がある。
- ・市として、各種団体や区によっていろいろな取り組みを進めているが、取り組みのレベルには多少の違いがあるので、取り組みのレベルの低いところについては、レベルの高いところの協力を得たりしながら、全体のレベルが上がるよう、災害対策本部や危機管理室が調整していくべきと考える。
- ・他都市との連携においては、情報の共有とお互いの弱点を補い合える体制づくりの観点からも、一緒にやっていく必要がある。
- ・帰宅困難者だけに限った話ではないが、3月11日のことで明らかになった課題への対応を進めることももちろん大切だが、今回の経験にとらわれない、もっとさまざまに想定する体制もきちんと確保していくべきと考える。
- ・鉄道事業者への申し入れに当たっては、各駅長にはほとんど権限が持たされていないことから、各社の中枢に横浜市の趣旨等を十分に伝えていくことが大事であると考えます。また、個別の問題に対処してもらうためには現

場の声の吸い上げが必要と考えるのでその点についても考慮すべき。

ウ サブテーマ「帰宅困難者対策について」の提言

- (ア) 帰宅困難者へのさまざまな対策についての実効性を高めるために、あらゆる手段で、市民・事業者・周辺都市等、関係機関に本市施策の周知を行うこと。
- (イ) 学校などの地域防災拠点における帰宅困難者の受け入れについて、混乱を招かぬよう、市として地域防災拠点運営委員会との連携及び指導を行い、位置づけの明確化を図ること。
- (ウ) 帰宅困難者対策を含めた災害時の広域連携等に関する条例化について、議会の意見を踏まえ検討を行うこと。

エ 提言等に対する当局の対応

- (ア) 市民、関係機関への本市施策の周知について

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、本市の取り組みについての中間報告を行った。

本市ホームページ上で帰宅困難者対策についての紹介を行った。

発災時に、帰宅困難者一時滞在施設の状況などを携帯電話やスマートフォンから閲覧できるシステムを構築した。

大規模事業者へは直接訪問し、従業員のとめ置きについて依頼を行っている。

- (イ) 地域防災拠点について

平成24年5月から6月に開催される地域防災拠点連絡協議会の総会において、地域防災拠点の位置づけ等についての周知を図る。

- (ウ) 広域連携に関する条例化の検討について

震災対策条例の見直しについては、平成24年度の防災計画の修正に合わせて検討する。

(6) 津波避難対策について

開 催 日：1月27日（金）

委員会の流れ：当局説明（質疑）→意見等→提言

関 係 局：消防局

ア 当局説明

（ア）東日本大震災における本市の状況と課題

a 本市への津波の到達状況

横浜海上保安部の横浜海上防災基地の験潮所の記録によれば、本市沿岸には3月11日24時までの間に7回にわたり津波が到達しているが、その第一波は0.8メートルの津波高で18時09分に到達した。また、7回の津波のうち最大波は17時37分に第二波として到達しており津波高は1.6メートルであった。なお、現行の防災計画で想定していた最大の津波高は東海地震による約1メートルであった。

b 明らかになった課題

今回の大地震の教訓から、あらゆる可能性を考慮して津波想定を見直し、避難場所の高さや避難が必要となる区域などの明確化、緊急的な情報を迅速に伝達する手段の確保の3つが主な課題として明らかになった。

（イ）国や県の津波対策

a 国の津波対策に関する主な動き

中央防災会議では、津波の発生と被害の状況を早急に分析し、今後の対策を検討するため、4月に学識経験者、有識者及び行政関係者等17名で構成される東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会を設置し、これまでに計12回開催、昨年9月28日に今後の津波対策の方向性に関する報告書を中央防災会議に提出した。この報告書上、今回の震災の特徴は、巨大な地震と津波により甚大な人的・物的被害が発生したこと、また想定できなかったマグニチュード9.0の巨大な地震が発生したこととしている。

検証結果としては、実際と大きくかけ離れた従前の想定や海岸保全施設などに過度に依存した防災対策、実際の津波高よりも低い津波警報の発表などが原因となり、被害を大きくしたと指摘している。

また、津波対策に当たっては、発生頻度が極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の2つのレベルを想定すべきとしている。

これを受け、中央防災会議では、この報告書をもとに津波災害対策編の新設などを含めた防災計画の改定を行ったため、今後、各自治体

はこの防災基本計画に沿って、地域の防災計画などを見直すことになる。

改定された国の防災基本計画によれば、発生頻度が極めて少ない最大クラスの津波に対しては、住民避難を軸とした総合的な対策に取り組み、発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波に対しては、海岸保全施設等の整備を図るとしている。また、国民の防災意識の普及、地震・津波に関する研究、観測体制の充実などといった項目も規定されている。

その他の国の動きとして、国及び地方公共団体、その他関係団体の役割を明確化し、ソフト面では、想定される津波被害などの住民への周知や津波警報・避難勧告などの迅速・的確な伝達体制の整備など、ハード面では、護岸や堤防などの整備や維持・改良、津波避難施設の指定や確保等に特段の配慮をするという努力義務を規定する「津波対策の推進に関する法律」が制定された。また、津波防災地域づくりを推進するために、国は基本指針を策定し、都道府県は津波による浸水域を想定した上で、津波災害警戒区域等を設定し、市町村は津波防災地域づくりの推進計画を作成することを規定する「津波防災地域づくりに関する法律」が制定された。

b 県の津波対策に関する主な動き

学識経験者の意見を踏まえながら、頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定する新たな津波浸水予想図について、11月に素案を作成・公表し、3月には成案する予定である。なお、11月に公表された素案によると本市においては、1605年（慶長9年）に発生した慶長型地震が、最大クラスの津波をもたらすとされている。

(ウ) 平成23年度の津波対策に関する本市の取り組み

a 津波からの避難に関するガイドラインの作成

県の想定が発表される前に、本市は独自に複数の学識経験者から意見を伺い、元禄型関東地震が最大規模の津波をもたらすと想定し8月には津波からの避難に関するガイドラインを作成し、公表した。

この津波からの避難に関するガイドラインには、津波警報等の発令に伴う避難の勧告・指示の発令基準、浸水予想区域を対象とした避難対象区域、5メートル以上の高台、または建物の3階以上とした避難場所の高さの目安などのほかに、迅速な避難を心がげることや車での避難は極力避けること、また津波避難訓練などについて記載している。

今後は、県が11月に発表した慶長型地震を対象に学識経験者の意見を踏まえ、避難する高さの目安や避難対象区域などについて、津波からの避難に関するガイドラインを見直すための準備を進め、県の津波浸水予想図が成案となる3月末に合わせて本市のガイドラインも見直し、修正を行う。

b 津波避難施設の指定

津波からの具体的な避難場所として、9月に第一弾として民間施設と公共施設の合わせて55施設を津波避難施設に指定した。

民間施設としては多くの市民や観光客が訪れる山下公園、中華街、横浜駅付近のホテル等15施設を指定し、公共施設としては浸水予想区域付近の市立学校、市営住宅、市庁舎及び沿岸6区の区庁舎など40施設を指定している。

なお、今後も引き続き新たな津波避難施設の指定を行う予定である。

c 海拔標示の設置

市民・観光客が現在地や生活圏の海拔を認識し、津波発生時に避難する際の目安となるよう海拔標示を設置する。設置場所は、浸水予想区域に加え、その周辺の海拔10メートル以下の区域を対象とし、設置箇所数は約7700カ所を予定している。なお、設置場所については、地域からの要望等もあると思われるので、柔軟に追加設置していく。

また、海拔標示は、日本語、英語、中国語及びハングルの4カ国語で表記するとともに、反射素材を使用し夜間でも視認性にすぐれるよう配慮する。

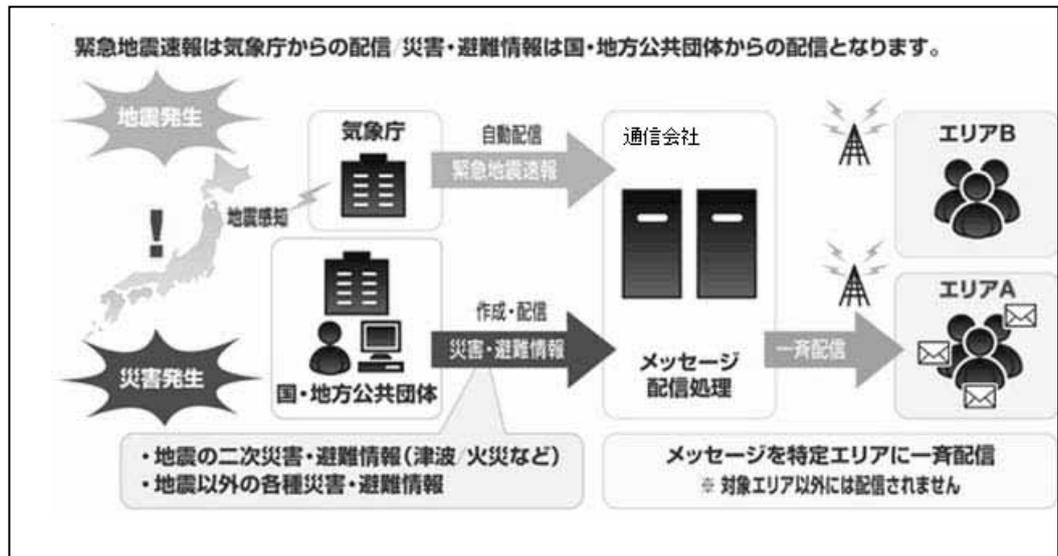
d 緊急情報メールの導入

平成23年6月からNTTドコモのエリアメールを活用し、市内の携帯電話に対し避難勧告や避難指示などの緊急情報を発信できるようにし

た。なお、同様のサービスを別の通信会社でも提供できるよう今後調整する。



【海拔標示の設置例】



【緊急情報メールの仕組み】

e 津波避難情報板の設置

市民や観光客が、現在地からどこへ避難すべきかを認識し、迅速かつ的確な避難行動を行えるよう、津波避難情報板を山下公園や臨港パークなどに6基設置する。なお、表示は、標高、予想浸水深、近くの津波避

難施設等を周辺地図に落とし込む形を考えている。



f 津波避難に関する市民啓発及び地域と連携した訓練の実施

(a) 市民啓発

津波からの避難に関するガイドラインを沿岸6区の各自治会・町内会を初め、地域での会合や防災訓練などの機会をとらえ、参加者に精力的に配付したり、区連会等での説明も行ってきた。また、現在はそのガイドラインの内容を本市ホームページに掲載するとともに、冊子を区役所や消防署で配布している。

(b) 訓練

沿岸や河川沿いの市立学校88校における避難訓練、自治会・町内会による避難経路や避難場所を確認する町歩き、企業と地域防災拠点が連携した避難訓練、事業所における敷地内での独自の避難訓練を実施している。

g 津波警報伝達システムの整備

気象庁から発表される津波警報を受け、自動的に津波警報、避難勧

告・指示等の緊急情報を屋外に設置されたスピーカーから一斉に放送し、津波からの迅速な避難を呼びかけるものである。なお、平成23年度については元禄型関東地震による浸水が予想される沿岸6区のうち、みなとみらい21地区など観光客等が多く集まる場所や浸水が予想される住宅地等10カ所への整備を進める。

h 河川遡上についての詳細なシミュレーションの実施

県が想定する慶長型地震の浸水予想図は、12メートルメッシュでの分析となるため、川幅の狭い中小河川の遡上による影響が正確に予測できない。このため、本市では独自に6メートルメッシュによるシミュレーションを行い、河川遡上の影響についての検証を実施する。

i 浸水が予想される地域防災拠点の対応

県想定 of 慶長型地震の津波では、18カ所の地域防災拠点において浸水が予測されるため、浸水した際は建物の3階以上を津波避難場所として活用し、浸水しなかった場合は地域防災拠点として使用する。なお、実際に浸水被害が発生した場合に備えて、別の地域防災拠点確保も検討する。

(エ) 平成24年度の本市の取り組み

a 津波避難施設の拡充

引き続き慶長型地震の浸水予測区域を踏まえた避難施設の拡充を進める。

b 津波警報伝達システムの整備

平成23年度に引き続き新たに90カ所を整備する予定である。

c 津波避難に関する市民啓発及び地域と連携した訓練の実施

(a) 市民啓発

自分の命は自分で守るという自助の意識を醸成することに重点を置き、高い場所や津波避難施設の把握とともに、自治会・町内会などの地域の中で住民がともに声をかけ合って避難行動を行えるよう啓発に取り組む。

(b) 訓練

高台への避難や津波避難施設への避難訓練として、地域における

住民の避難訓練、地域防災拠点と連携した訓練、事業所における訓練、また地域・企業と行政とが連携した訓練など、さまざまな実践的訓練が行えるよう支援していく。

イ 委員からの意見等

- ・「津波てんでんこ」も釜石の奇跡も、そこに至るには相当な訓練なり、地域や家族の中での話し合いがあったのだと思うので、ふだんからの訓練や啓発教育は重要だということを認識し、しっかり取り組むべき。
- ・津波避難場所に逃げるということはわかっているけれども、どこに行けばよいのか、またその場所をどう上がったら高い場所に避難できるのかも明確にするとともに、スムーズな避難ができるように、訓練をきちんと実施しておくべき。
- ・公助の部分を明確にしていかないと、自助、共助のことはなかなかお願いしにくいと思うので、九都県市の防災訓練なども通して、市の方向性をきちんと見せ、みんなで地域を守っていくという方向に導くべき。
- ・被災地では、従来の取り組みの向上から減災行動へ転換するという考え方が示されているが、本市においてもその点は重要な考え方であると思うので、今後の震災対策についてはそのような考え方に基づいてトータルでやる必要がある。
- ・津波避難における外国人の誘導や受け入れ対策を考える際には、横浜市国際交流協会とも連携しながら進めていく必要がある。
- ・津波避難情報板などには、ピクトグラムのような一目でわかる表示が必要だし、表示は外国人にもわかりやすいようなものにすべきと考える。
- ・津波避難施設に関する情報は、市民に近い立場の区役所や消防署において十分な対応ができるようにしておくべき。
- ・本市では、津波による河川の遡上等は想定していないとのことだが、あらゆる可能性を考慮することは大切であると思うので、その部分についても考慮の中に入れるべきと考える。
- ・津波情報伝達システムは、音の届く範囲が、風向きや気候・気象条件などにより異なると思うので、訓練などを繰り返し実施しながら効果の検証をしていくべき。

- ・津波は地震発生後すぐには来ないと言われているので、津波情報伝達システムで伝える内容はさまざまな状況を想定し、いろいろなパターンを用意しておき、状況に応じた情報伝達ができるよう備えておくべきと考える。
- ・被災地では過去に高い津波が来た場所だという伝承が絶えたために、人の居住が進み、今回の津波でまた残念なことになっている場所があるので、本市においても過去の記録の調査などを通じて、危険な区域を確認し、そこには居住しないというルールをつくることも必要ではないかと考える。
- ・津波避難においては啓発と訓練に尽きると思うので、とにかく意識の高い訓練を繰り返し行い「より早く、より高く」をしっかりと定着させる必要がある。
- ・津波避難における自助は、みずから考え危険を回避することが大切だと思うので、それを市民にいかに身につけていただくかをしっかり考えていくべき。
- ・津波避難に関する市民啓発は、想定される津波の高さにおいて、どの地区がどうなるのか映像等を利用してビジュアルに伝えることも一つの方法と考える。
- ・津波避難対策を考えるに当たっては、行動心理学の学識経験者の意見も反映されるような体制も必要ではないかと考える。
- ・地震発生後3時間もたってから津波が来ることもあるので、いろいろな想定を前提として、啓発教育を行っていく必要があると考える。
- ・民間事業者に対しても、できるだけ呼びかけをして、こんな対策をしたほうがいいのではないかという情報提供の場を設けるべきと考える。
- ・3月11日には障害のある方が多く亡くなられたということなので、耳の不自由な方にどう避難を促していくべきか等、障害のある方への対応もきちんと検討する必要がある。
- ・県との役割分担はあると思うが、大都市制度を目指している立場からも、危険物の取り扱い関係などについて、所管の県に任せきりにするのではなく、市としてはこう考えているということを積極的に伝えていくべきではないかと考える。

ウ サブテーマ「津波避難対策について」の提言

（ア）横浜市として、独自の地震対策・研究を通じて、国・県への積極的な提言を行うとともに、本市の防災計画への反映を行われたい。

（イ）過去の地震・津波の研究や専門家の意見などを踏まえ、市民のより早く、より高い場所への避難の習慣化に関して、多様でわかりやすい教育・啓発及び訓練に努めること。

エ 提言等に対する当局の対応

（ア）浸水域の想定について

県の慶長型地震による浸水の想定では、小規模な河川への遡上等が明確にならないため、本市では独自に詳細な調査を実施し、河川遡上等を含む浸水図を作成した。

（イ）津波からの迅速な避難について

平成23年8月に策定した、津波からの避難に関するガイドラインについては、県からの慶長型地震による新たな浸水予測図を考慮し、専門家の意見を踏まえながら改訂版を策定した。

どこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すため、周辺地図に標高や浸水深、津波避難施設等を標示する「津波避難情報板」については、その効果がより高められるよう、表示にピクトグラムを配したり、地図をわかりやすい配色にしたり、高い方角を矢印で指したり、さまざまな工夫を加えた上で、浸水予測区域のうち多くの方が訪れる赤レンガパークなどに6基設置した。

また、本市ホームページ上でも「津波避難対策」について紹介を行っている。

5 東日本大震災の被災地への視察

本委員会では、12月19日から20日にかけて東日本大震災の被災地である石巻地区広域行政事務組合消防本部及び仙台市消防局において、被災状況の視察を実施した。

（1）石巻地区広域行政事務組合消防本部

ア 石巻地区広域行政事務組合の概要

石巻地区広域行政事務組合は昭和44年4月に、宮城県の石巻市、東松島市及び女川町の2市1町により設立され、総面積は約724平方キロメートル、平成23年2月現在の人口は21万5991人、世帯数は7万9855世帯であった。

イ 管内における地震の概要

3月11日（金）14時46分ごろ発生した三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0（暫定値）、震源の深さ2.4キロメートル（暫定値）の地震による管内最大の測定震度は、東松島市における震度6強であった。

ウ 管内における津波の概要

3月11日（金）14時49分ごろ、気象庁から太平洋沿岸に大津波警報の発表があり、約30分後の15時20分ごろには女川町において管内最大の津波高18メートルが襲来している。

エ 管内における被害状況

震災により、管内の約16%に当たる113平方キロメートルが浸水、11月30日現在の死者数は5110人、行方不明者は713人となっている。

なお、避難の状況としては、震災直後の3月19日に最大数の5万9697人が避難所生活を送っていたが、11月30日現在、避難所への避難者数は0人となっている。

オ 消防本部の被害状況

人的被害としては、職員353人のうち、死者は2人、行方不明者は4人となっている。施設の被害としては、1消防署が全壊、1分署が床上浸水、4出張所が全壊、2出張所が床上浸水となった。車両の被害は、74台あった消防関連車両のうち、23台が何らかの被害に遭い、現有数は51台となっている。

カ 石巻地区広域行政事務組合消防本部による災害活動状況

震災後、各所で火災が発生したが、その消火・救助の活動に関しては、総じて火との闘い以前に、瓦れきとの闘いが非常に大きかった。

まず、火災現場の把握、火災の状況の情報収集が困難であったこと、それに加えて現場までの道のりを瓦れきが遮り、進むに進めない状況であったことが消火・救助活動全体を極めて困難なものにしていた。このため、消火・救助活動に当たっては、道路を切り開く作業を先行する必要がある。

なお、出動状況を3月11日から5月31日までの82日間で見ると、火災による出動件数は69件、このための消防車両の出動台数は延べ328台、救急による出動件数は3891件、これによる搬送人員が3948人、救助のための出動件数は135件、これによる救助人員が1391人となっている。

また、行方不明者等の捜索・救助活動については、11月までの活動日数264日間で使用した車両台数は延べ3399台、活動人員は延べ1万2785人となっている。

キ 県外他都市からの緊急消防援助隊の活動状況

活動期間は3月12日から5月10日までの60日間、活動部隊は新潟県・北海道・和歌山県・山口県・鹿児島県からの派遣で、派遣数は延べ2531隊、1万274人、活動内容は救急出動、救助出動、火災出動、捜索・救助活動及び排水活動等であった。

ク 県内応援隊の活動状況

活動期間は5月10日から5月31日までの22日間、活動部隊は仙台市・大崎市・黒川郡・登米市・栗原市からの派遣で、派遣数は延べ132隊、440人、活動内容は救急出動、救助出動、火災出動であった。

（2）仙台市消防局

ア 仙台市における地震の概要

3月11日（金）14時46分ごろ発生した地震による仙台市内の測定震度は宮城野区で震度6強、青葉区・若林区・泉区で震度6弱、太白区で震度5強であった。

イ 仙台市における津波の概要

3月11日（金）の気象庁からの大津波警報発表後、仙台港において津波高7.2メートル（推定値）の津波を観測している。

ウ 仙台市における被害状況

（ア）沿岸部の津波被害

仙台市では宮城野区と若林区の2区が海に面しており、仙台港を含むこの両区において津波による被害が甚大であった。宮城野区における浸水面積は約20平方キロメートルであり、区全体の約35%が浸水したことになる。また若林区においては区全体の約60%に当たる約29平方キロメ

ートルが浸水した。この浸水により、町全体の機能が失われ幹線道路も不通となり消防活動、救助活動にも支障を来す状態であった。

（イ）丘陵部の地震被害

丘陵部の地域では、約65箇所において地震による住宅地の擁壁崩落や地すべり等が発生し、宅地被害は約4000世帯に及んだ。

（ウ）人的被害

平成23年11月30日現在において、死者は704人、行方不明者は26人、重軽傷者は2269人となっている。

なお、避難状況については、3月12日の避難者数10万5947人をピークに徐々に減少し、6月25日の青葉区の避難所閉鎖から順次他の避難所も閉鎖、7月31日の宮城野区の避難所閉鎖によりすべての避難所が閉鎖された。

（エ）建物の被害

建物に関する平成23年11月27日現在の被害状況は、全壊が2万7409棟、大規模半壊が2万2889棟、半壊が6万4235棟、一部損壊が10万9197棟となっており、今後の調査の進展により数値はさらにふえると考えられている。

なお、建物被害に伴う罹災証明の申請数は23万263件、発行数は22万3759件となっている。

（オ）ライフラインの被害

電気は宮城県内で138万戸が停電となった。

水道は市内各地で断水や減水が発生したが、宮城県仙南・仙塩広域水道の供給停止により断水人口は約50万人に上った。

下水道は南蒲生浄化センターで津波被害による機能の停止があった。

都市ガスはガス局港工場が津波により浸水し、総戸数35万8781戸において供給が停止した。

道路は市内各地において、道路破損や土砂崩落等が発生した。

通信関係では、固定通信で80%から90%の規制、移動通信で70%から95%の規制が実施された。

交通機関への影響としては、市営地下鉄は運休となり再開までは市営バ

スを代替することとなった。JR 関連では震災により仙台駅が立入禁止となり、市営バスは約 3 割が運休となった。また、仙台空港は津波により冠水し、仙台港では岸壁や荷さばき地等の損壊があり、ともに使用不能となった。

（カ）公共施設の被害

仙台市が管理する公共施設としては、ガス局の港工場、下水処理施設である南蒲生浄化センター及び消防ヘリポートが津波による被害を受け使用不能となった。

また、市内小中学校についても津波による浸水、地震による損壊の被害が生じている。

エ 震災による経済的被害

被害推計額は 1 1 月 2 8 日現在において合計で約 1 兆 3126 億円となっている。その内訳は、公共施設関係で約 4722 億円、住宅・宅地関係で約 5528 億円、農林水産業関係で約 7 2 9 億円、商工業関係で約 2147 億円となっている。

オ 発災後の主な対応

（ア）災害対策本部の設置

発災直後の 1 4 時 4 6 分には仙台市災害対策本部が設置され、1 6 時に第 1 回の災害対策本部本部員会議が開催され、以来 1 0 月 2 8 日までに計 6 2 回開催されている。

（イ）避難勧告・避難指示の発表

a 津波被害関係

3 月 1 1 日の気象庁の大津波警報の発表を受け、津波情報伝達システムを起動し、津波警戒区域に対し避難指示発表を広報した。3 月 1 2 日には大津波警報が津波警報に切りかえられたため、避難指示を解除するとともに避難勧告を発表した。3 月 1 3 日には津波警報が津波注意報に切りかえられたため避難勧告を解除した。

b 宅地被害関係

地すべりやがけ崩れ等の被害を避けるため、3 月 1 4 日に青葉区折立五丁目地区の警戒区域内への立ち入りを制限、3 月 2 8 日には太白区緑ヶ丘四丁目地区に避難を勧告、また、青葉区と太白区において宅地被害

が見られる地域に避難を勧告した。

c 火災被害関連

3月13日19時30分に発生した多賀城市内のJX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所の火災に伴い、施設から半径2キロメートル以内の宮城野区の住民に避難を指示、3月15日16時30分に施設火災が鎮火したため同日15時、避難指示を解除した。

(ウ) 応急仮設住宅等の提供

震災発生から1カ月後から入居募集を行っているが、11月28日現在、プレハブ住宅は1492戸、プレハブ福祉仮設住宅は17戸、借り上げ民間賃貸住宅は8494戸、公務員住宅等は516戸、合計で1万519戸の応急仮設住宅等への入居が決定している。

(エ) 消防隊の活動

地震や津波に起因する災害に関する出動件数（暫定値）は、火災39件、救助299件、救急141件、ガス漏れ113件、危険物漏洩46件、自然災害225件であった。なお、救助活動により生存者として救助できた人数は899人であった。また、避難誘導した人数は3931人であった。

(オ) 市民相談サービス等の開設

a 相談のための窓口やダイヤルの設置

被災した市民からの相談を受けるため、3月15日に仙台市災害ダイヤルを開設、その後4月1日に被災者支援相談窓口を設置するとともに仙台市災害ダイヤルを被災者支援情報ダイヤルに移行した。受け付けの状況は、11月28日現在において、被災者支援相談窓口への相談件数が9万1269件、被災者支援情報ダイヤルへの問い合わせが7万3679件となっている。

b 生活関連情報等提供の充実

ホームページ上に震災関連ページを設け、被災者向けの各種支援情報などを提供しているほか、生活支援情報誌、新聞広告・新聞折り込みなどを活用し、市役所が必要と判断した情報を提供している。

c 個別巡回相談

4月11日以降すべての避難所を巡回し、避難者の相談に応じた。

d こころのケアサービス

精神科医、保健師等で構成するチームが、避難所や応急仮設住宅の入居者及び在宅被災者等を巡回し、被災者の心のケアに当たっている。

e ボランティアセンター等の開設

ボランティアの活動の拠点となる災害ボランティアセンターは、3月15日から27日にかけて全区に開設したほか、4月27日に北部津波災害ボランティアセンターと南部津波災害ボランティアセンターを開設、8月17日には復興支援「E G A O せんだい」サポートステーションを開設している。

カ 他都市等からの主な支援

20大都市災害時相互応援に関する協定による避難所対応、応急危険度判定、下水道被害調査、し尿収集、保健活動、学校支援スタッフ、給水などの支援、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援給水、全国からの都市ガス応援、行政職員派遣による被災者支援関係事務の応援があったほか、姉妹都市など国内各市、陸上自衛隊、災害派遣医療チーム、災害ボランティアなど各種団体から多数の支援があった。

キ 迅速な対応を阻害した2つの要因

非常用発電機の稼働、緊急車両・公用車・作業車の運用、避難所の暖房などのために欠かすことのできない燃料が不足したことが各種の対応をおくらせた。

また、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星通信のいずれの通信機器も不通あるいは通信不良であったこと、なお、学校等に配備され一定程度機能していた防災行政無線も充電が20時間程度しかもたないことや1通話1回当たり3分間の制限があることなどの周知がされていなかったために、その機能を十分発揮できなかったことなど、通信関係の物的・人的障害による全体的な情報不足があり、さまざまな対応を迫られる中、それらに優先順位をつけ、的確かつ迅速に対応することができなかった。

6 「横浜市の総合的な震災対策」に関する総括的提言

本委員会ではこれまで、東日本大震災による被害や明らかとなった課題への早

急な対応として、委員会の開催ごとにサブテーマを定めてその都度真摯な議論を進め、必要に応じた提言を行ってきた。ここではこれらの提言を総括し、今後の「横浜市における総合的な震災対策」について提言する。

（１）震災による被害・影響への引き続きの対応

東日本大震災は、震源地から250キロメートル以上離れた本市にも多くの被害をもたらす結果となった。特に地盤の液状化や電力不足対策、福島第一原発事故に起因する放射能汚染に対しては、これまでにさまざまな対策を講じてきたが終息したと言える状況にはない。いまだに不安を抱える市民も多いことから、こうした課題に対しては引き続き適切に対応すること。

（２）各局間での横断的対応

これまで個々のサブテーマに対して議論を進めてきたが、津波からの避難や帰宅困難者への対応などはその対策に共通する点も多いので、横浜市としては全体を俯瞰する中で、局を横断して総合的な議論を進め、最適な対策を見出していくこと。

（３）横浜市防災計画の見直しに関する進め方

今後約1年間をかけて被害想定の見直しや防災計画の修正が行われることとなるが、広く有識者や市民の意見を取り入れるとともに、適時議会への報告と審議を行い、議会の意見が十分反映されるよう取り組むこと。

（４）国・県との連携強化

広域な震災対策や津波想定などは国・県との連携部分も多いことから、国・県の動向に留意するとともに、常に緊密な連携を図ること。また、横浜市として必要な要望については積極的な働きかけを行い実現されるよう取り組むこと。

7 まとめ

本委員会では委員会開催ごとにサブテーマを設け、その都度、必要に応じて提言を行うという、従来の特別委員会の運営とは全く異なる方法を採用した。その結果、市民の不安解消に向けて全委員が精力的に議論を交わし、また、委員会からの提言に対して、市当局もできることから速やかに対応することができたのではないかと考えている。

また、多くの市民にとって関心の高い放射線対策に関して、有識者からの意

見聴取を行ったことで、新たな知見を得ることができた。特にこの委員会は、全議員を傍聴の対象にしたことで、多くの議員が同様の知見を得ることができたと考ええる。

さらに、会派や個人ではなく委員会全体として、市内の液状化の状況の実態を確認したことや東北の被災地の想像をはるかに超えた震災被害の実態を目の当たりにしたことで、震災被害に対する認識を共有することができ、その後の議論にプラスになったのではないかと考えている。

本委員会におけるサブテーマごとの提言を踏まえると、震災に対するすべての取り組みにおいて、いわゆる「想定外」といったことがないように検討・検証し、専門家などの意見も踏まえながら各対策を実施するべきである。

さらには、今後想定される大規模な地震とその対策に関して、さまざまな手段を活用し、市民に対して正しい情報を迅速・的確に周知することが重要である。

東日本大震災発生から1年が過ぎ、被災地においては少しずつ復興に向けた取り組みが行われてきている。しかしながら、総括的な提言でも示したとおり、いまだ解決されていない課題は山積していると認識する。

したがって、議会としては、東日本大震災を踏まえた本市の震災対策への取り組みについて、今後も引き続き議論していく必要があること、また、平成24年度には防災計画「震災対策編」の見直しがあることから、この課題に対して積極的にかかわり、必要に応じた提言等を行っていくべきであると考ええる。

これらのことを踏まえて、関係各局が連携して横浜市における総合的な震災対策が一層促進されることを期待する。

○ 安全安心都市特別委員会名簿

委員長	小 粥 康 弘	(民主党)
副委員長	斉 藤 達 也	(自由民主党)
同	福 島 直 子	(公明党)
委員	伊 波 洋之助	(自由民主党)
同	興 石 且 子	(自由民主党)
同	畑 野 鎮 雄	(自由民主党)
同	渡 邊 忠 則	(自由民主党)
同	大 山 しょうじ	(民主党)
同	森 敏 明	(民主党)
同	斉 藤 伸 一	(公明党)
同	竹 内 康 洋	(公明党)
同	足 立 ひでき	(みんなの党)
同	望 月 高 徳	(みんなの党)
同	荒 木 由美子	(日本共産党)
同	小 幡 正 雄	(ヨコハマ会)